

## 〔1〕基本方針

第 8 次三朝町地域福祉活動計画の基本理念である

「つどい ふれあい ささえあい ～誰もが安心して暮らせるまちづくり～」

に沿い、三朝町社会福祉協議会は、地域に暮らす全ての人々が互いに支え合い、安心して生活できる地域社会の実現を目指します。少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、支援を必要とする人が孤立することなく、地域の中で役割を持ちながら暮らし続けられるよう、支え合いの関係性・活動をさらに強化していくことが求められています。

私たちは、住民のみなさんや関係機関と協働し、地域の課題を共有しながら、一人ひとりが「自分たちの地域を自分たちで支える」という意識を持てるような取り組みを推進します。集落や地区での話し合いの場づくり、見守りや交流の機会づくり、地域福祉に関わる人材の育成など、地域の力を高める活動を継続的に展開するとともに、事業者としての福祉サービス提供も充実させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

## 〔2〕重点事項

- I. 支え合う地域づくり・人づくり
- II. 相談支援活動の強化
- III. 在宅(地域生活)福祉サービスの充実
- IV. 社会福祉法人としてのガバナンス強化

### I. 支え合う地域づくり・人づくり

集落福祉推進や地区福祉懇談会、福祉大会、広報活動、福祉関係団体支援などを通じて、住民同士がつながり、地域の課題を共有し、支え合いの関係性・仕組みを育てていく取り組みを進めます。また、ボランティア活動の支援や福祉教育の推進により、地域福祉を担う人材の育成にも力を注ぎ、地域全体で支え合う力を高めていきます。

指定管理者として町立福祉センターの安全で快適な環境整備に努め、住民の生活に寄り添いながら地域に開かれた福祉拠点としての機能を維持・向上させます。

### II. 相談支援活動の強化

総合相談所の運営や相談員研修、関係機関との連携強化を図り、早期に課題を把握し適切な支援につなげる体制を整えます。さらに、成年後見制度法人受任、生活福祉資金貸付などの権利擁護・生活支援を適切に実施し、生活困窮者支援やひきこもり支援など、多様化する相談ニーズに対応できる支援体制を構築します。特に居宅介護支援事業(介護保険)では、利用者の心身の状況や生活環境、これまでの暮らしぶりや地域での関係性に応じたケアマネジメントを行い、関係機関との連携を強化しながら、利用者の生活課題の解決と地域生活の安定を図ります。

### Ⅲ. 在宅(地域生活)福祉サービスの充実

訪問介護・通所介護などの介護保険サービス、障害福祉サービス、いきいきサロンやショッピングデイサービスなどの地域福祉サービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支える多様な支援を展開します。

### Ⅳ. 社会福祉法人としてのガバナンス強化

上記Ⅰ～Ⅲを社会福祉法人として確実に履行し、その責務を果たすため、透明性の高い組織運営と健全な財務管理を徹底し、住民から信頼される法人基盤維持を図ります。

理事会・評議員会・監事会の機能を適切に発揮させ、意思決定の質を高めるとともに、法令遵守とリスクマネジメントを組織全体で共有します。

また、職員の専門性向上、組織内コミュニケーションの強化、情報共有体制の整備を進め、風通しの良い組織づくりを推進することで、地域福祉を支える組織力の強化に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、地域の誰もが「つどい ふれあい ささえあい」の関係を築き、安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会としての使命を果たしていきます。

### [3]実施計画

#### I. 支え合う地域づくり・人づくり

##### 1. 地域福祉活動の基盤整備

地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域づくりの基盤を整える。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	<p>集落福祉推進</p> <p>地域・集落で福祉課題を共有し、支え愛マップの作成や学習会を実施することで、「つどい ふれあい ささえあいの場」「福祉について話し合う場」として住民主体の支え合い体制を構築する。地域協議会や集落役員会と連携し、地域・集落ごとの課題に応じた取り組みを支援する。</p>	新規 3 集落	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
②	<p>第 9 次三朝町地域福祉活動計画策定</p> <p>地域の実情や住民の声を把握しながら、次期(令和 9 年度～13 年度:5 年間)地域福祉活動計画を策定する。地区福祉懇談会や関係団体との意見交換を通じて、地域の現状や強みを共有し、住民とともに「三朝町の福祉の未来」を描く。誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、住民の視点を大切に計画づくりを進める。</p>	策定委員会 設置	<p>全事務局</p> <p>法人運営事業</p>
③	<p>地区福祉懇談会</p> <p>地域の声を②の計画に反映するため、地区ごとの懇談会を開催し、住民参加型で次期計画の方向性を整理する。</p> <p>また、住民同士が気軽に集い、日頃感じている暮らしの不安や地域の課題を共有できる「つどい ふれあい ささえあいの場」となるよう、グループ対話や意見交換を通じて、地域の強みや課題を住民自身が再確認し、地域のこれからを共に考える機会とする。</p> <p>さらに、民生児童委員、区長、福祉関係者など多様な立場の人が参加できるよう働きかけ、地域全体で「支え合いの意識を育む場」「福祉について話し合う場」として位置づけ、継続的な取り組みを目指す。</p>	6 地区 各年 2 回	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
④	<p>福祉大会の開催</p> <p>住民・関係者が福祉を学び、地域の取り組みを共有し、「支え合いの意識を育む場」として開催する。</p>	年 1 回	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
⑤	<p>福祉関係団体支援</p> <p>老人クラブ、障害者団体、遺族会などの活動を事務局として支援し、地域福祉活動の継続と発展を図る。</p>	事務局 5 団体  助成 6 団体	<p>総務係</p> <p>共同募金事業</p>

⑥	<p>広報誌・SNS 発信</p> <p>「福祉みささ」や SNS を通じて、地域福祉の取り組みや制度情報をわかりやすく発信し、住民の理解促進と参加を促す。SNSを活用した双方向のつながりによる相談支援の検討。</p>	福祉みささ 年 4 回	<p>総務係</p> <p>共同募金事業</p>
⑦	<p>祭壇・レクリエーション用具の貸出</p> <p>地域行事や集落活動を支えるため、祭壇やレク用品を貸し出し、地域のつながりづくりを後押しする。</p>	—	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
⑧	<p>施設管理事業</p> <p>指定管理者としての責任を果たし、町立福祉センターを地域福祉の拠点として安全かつ快適に運営する。施設の維持管理や衛生管理、設備点検を適切に行い、利用者が安心して過ごせる環境を整えるとともに、地域住民や関係団体の「つどい ふれあい」の場としての機能を高める。</p> <p>また、地域のニーズに応じた活用方法を検討し、住民が主体的に活用する場になるよう利用調整や相談対応を行うことで、地域に開かれた福祉拠点としての役割を強化する。</p>	<p>利用年間</p> <p>13,500 名</p>	<p>総務係</p> <p>施設管理事業</p>

## 2. 地域の支え合い活動の推進

高齢者や支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けられる環境を整える。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	<p>愛の輪運動(見守り・安否確認)</p> <p>一人暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や生活状況の把握を行う。民生児童委員等と連携し、地域の見守り体制を強化する。</p>	<p>対象</p> <p>35 名</p>	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
②	<p>救急医療情報キットの配布</p> <p>緊急時に必要な情報を迅速に確認できるよう、民生児童委員と協力してキットを配布し、安心できる生活環境を整える。</p>	<p>利用</p> <p>450 名</p>	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
③	<p>ふれあい配食サービス</p> <p>週 1 回ボランティアによる配食と安否確認を行い、食の確保と見守りを両立させる。</p>	<p>利用実人数</p> <p>15 名</p>	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
④	<p>生活支援体制整備事業【町受託】</p> <p>生活支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら地域の生活課題に応じた支援体制づくりやサービス開発を推進する。</p>	<p>配置 1 名</p>	<p>総務係</p> <p>地域支援事業</p>

⑤	<p>高齢者交流会の開催</p> <p>老人クラブと連携して地区ごとに交流会を開催し、生きがいづくり・仲間づくりを支援する。参加者同士が気軽に語り合い、地域とのつながりを深める機会として継続的に取り組む。</p>	<p>9 地区</p> <p>年 12 回</p>	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
⑥	<p>共同募金運動への協力</p> <p>共同募金委員会と連携し、地域に根ざした募金活動を推進する。住民一人ひとりの思いを大切にしながら、戸別募金・法人募金・職域募金など多様な取り組みを通じて、住民福祉活動を支える貴重な財源を確保する。また、募金の使い道や地域で生まれた成果をわかりやすく発信し、住民が「自分たちの地域を支える募金」「自分の町をよくする仕組み」であることを実感できるよう努める。地域のつながりを深め、支え合いの輪を広げる地域福祉活動の一環として継続的に取り組む。</p>	<p>募金運動</p> <p>年 2 回</p>	<p>総務係</p> <p>共同募金事業</p>

### 3. 支え合いを推進する人づくり

地域福祉を支える人材を育成し、住民福祉活動を持続可能にする。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	<p>福祉関係者合同研修会</p> <p>住民・関係者が福祉制度・施策を学びながら、生活課題を知り、地域づくりに必要な知識や視点共有の場とする。</p>	<p>年 1 回</p>	<p>総務係</p> <p>地域福祉事業</p>
②	<p>ボランティア活動支援</p> <p>ボランティア相談、需給調整、団体助成、コーディネーター育成などを通じて、地域のボランティア活動を活性化する。</p>		<p>総務係</p>
	<p>ボランティア需給調整</p>	<p>年 5 件</p>	<p>地域福祉事業</p>
	<p>学生服リユース</p>	<p>年 3 件</p>	
	<p>ボランティア連絡協議会(事務局)</p>	<p>—</p>	
	<p>ボランティア団体助成</p>	<p>18 団体</p>	<p>共同募金事業</p>
	<p>介護支援ボランティア事業【町受託】</p>	<p>登録 28 名</p>	<p>介護支援ボランティア事業</p>
③	<p>福祉教育の推進</p> <p>学校や地域と連携し、子どもから大人まで「福祉の心」を育む学習活動を推進する。</p>		<p>総務係</p> <p>共同募金事業</p>
	<p>地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進【町子ども・若者育成会参画】</p>	<p>年 2 回</p>	
	<p>夏休みボランティアスクール</p>	<p>年 1 回</p>	
	<p>車いす学習</p>	<p>年 1 回</p>	
	<p>福祉教育助成</p>	<p>2 園 2 校</p>	

## II. 相談支援活動の強化

### 1. 総合相談体制の充実

暮らしの困りごとを早期に把握し、適切な支援につなげる相談体制を整える。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	総合相談所の運営 相談窓口を明確にして、早期に適切な支援につなげる。関係機関との連携強化を図る(行政、包括、医療、学校など)。 また、SNSを活用した双方向のつながりでの相談支援を検討するとともに、地域に開かれた福祉拠点として相談しやすい環境整備に努める。		総務係  地域福祉事業
	行政相談の定例開催	年 12 回	
	窓口相談の随時受付	—	
	相談員研修による対応力向上	年 2 回	
②	ニーズ調査 住民の生活状況や困りごとを把握する簡易ニーズ調査を行い、早期の支援につなげる体制を強化する。民生児童委員等と連携しながら気になる住民を訪問、食生活・健康状態・生活環境・社会参加などの状況を確認する。 相談窓口アウトリーチ機能としての役割を高め、生活課題の早期発見と支援につなげる仕組みを構築する。調査結果は、地域の生活ニーズの把握や今後の支援体制の検討にも活用し、必要に応じて役場やケアマネジャー、関係機関と情報共有を行うことで各事業委託元との信頼関係を深める。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに寄与する。	年6回	介護係 総務係  地域福祉事業

### 2. 権利擁護・生活支援

判断能力が不十分な人や生活に不安を抱える人の権利を守り、地域での生活を支える。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	成年後見制度法人受任 判断能力がない、もしくは不十分な人の権利を守るため、法人として成年後見制度を適切に受任し、財産管理や身上監護を通じて安心して生活できる環境を支える。関係機関と連携し、地域における権利擁護体制を強化する。	受任 2 件	総務係  法人後見事業
②	生活福祉資金貸付【県社協受託】 生活に困難を抱える世帯に対して、生活福祉資金(県社協)の貸付相談や手続きを支援し、生活再建に向けた基盤	—	総務係  地域福祉事業

	づくりを支える。必要に応じて関係機関と連携し、貸付後の生活支援にもつなげる。		
③	福祉資金貸付 生活に困難を抱える世帯に対して、福祉資金を貸し付け、生活再建に向けた基盤づくりを支える。必要に応じて関係機関と連携し、貸付後の生活支援にもつなげる。	—	総務係  地域福祉事業

### 3. 生活困窮者支援

生活に困難を抱える人の自立を支援し、社会参加を促す。生活再建に向けた伴走支援を展開し、自立に向けた道筋を明確にする。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	生活困窮者自立支援事業【県受託】 生活に困難を抱える人に対して、自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援など多面的な支援を組み合わせながら、生活再建に向けて本人の強みを意識した伴走支援を行う。 関係機関とのケース会議やネットワーク推進会議により連携を強化し、社会参加や自立に向けた道筋を共に整理しながら、地域での安定した生活の実現を支える。	プラン策定 年2件  ケース会議 年12回 ネットワーク 推進会議 年1回	総務係  自立相談支援 事業
②	生計困難者等に対する相談支援事業 (えんくるり事業)【県社協参画】 生活に不安や困難を抱える人に対して、相談支援や制度・サービスへのつなぎを行い、生活の安定と自立に向けた伴走支援を実施する。必要に応じて、食料や日用品などの現物給付を含む初期的な支援を行い、緊急的な生活の立て直しを支える。	—	総務係  地域福祉事業

### 4. ひきこもり支援

ひきこもり状態にある人が社会とつながるきっかけをつくる。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	ひきこもりの状態にある人等の就労体験事業 【県社協参画】 様々な理由によりひきこもりの状態にある人等について、社会参加等へのきっかけとする。	—	総務係  地域福祉事業

## 5. 居宅介護支援

利用者の心身の状況や生活環境、これまでの暮らしの様子や地域との関係性を的確に把握し、それぞれのニーズに応じたケアマネジメントを実施する。利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、関係機関との連携を図りながら、適切な支援を行う。

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	ケアマネジメントプロセスに基づいた支援 ①アセスメント 課題やニーズの抽出・分析 ②ケアプラン アセスメントにより得た情報をもとに作成 ③担当者会議 ・利用者や家族、地域住民、行政、事業者、 医療機関等との連絡・調整 ・目標の共有、役割分担等決定 ④ケアプランの実施・管理 利用者承認の上、サービス提供 ⑤モニタリング、再アセスメント 実情に即しているか確認・評価	年 1,140 件	居宅介護支援係  居宅介護支援事業
②	各種申請手続き		居宅介護支援係
	介護保険新規・更新・変更申請	年 60 件	
	介護保険住宅改修支給申請	年 5 件	居宅介護支援事業
	福祉用具購入費支給申請	年 5 件	
③	要介護認定訪問調査【町受託】	年 80 件	居宅介護支援係
	予防ケアプラン作成【町受託】	年 108 件	居宅介護支援事業
④	特定事業所加算に係る基準の遵守		居宅介護支援係
	事業所内会議の開催	週 1 回	
	介護支援専門員実務研修生受入れ	年 1 回	居宅介護支援事業
	事例検討会、研修への参加	年 6 回	
	他事業所との検討会等の共同実施	年 1 回	
⑤	総合相談、地域福祉サービスへの参画 「相談窓口としての居宅介護支援」「地域へ出向く」という意識を持ち、住民との関わりを深めながら生活に寄り添い、介護保険の範疇にとられない地域生活の課題解決機能を目指す。	年 4 回	居宅介護支援係  居宅介護支援事業 地域福祉事業

### Ⅲ. 在宅(地域生活)福祉サービスの充実

利用者の心身の状況や生活環境、これまでの暮らしぶりや地域での関係性に配慮したサービスを提供し、関係機関と連携を図りながら利用者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援する。

#### 1. 地域福祉サービス

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	日常生活自立支援事業【県社協受託】 判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的な金銭管理を行い、安心して地域で生活を続けられるよう支援する。利用者の生活状況や困りごとを把握し、必要に応じてケアマネジャーや関係機関と連携を図ることで、権利擁護と生活の安定に寄与する。	利用 7 件	総務係  福祉サービス 利用援助事業
②	いきいきサロン事業【町受託】 「つどい・ふれあい」の場を提供し、高齢者のフレイル予防や社会参加を促進する。地域での交流や活動を通じて、心身の健康維持と孤立防止を図るとともに、参加者の生活状況や変化を把握し、必要に応じて関係機関と連携することで、安心して暮らし続けられる地域づくりに寄与する。		総務係  地域支援事業
	地区別いきいき元気サロン	6 地区 各年 8 回	
	集落サロン新規開設	新規 2 集落	
③	ショッピングデイサービス【町受託】 集落公民館を会場に、運動を中心としたミニデイと買い物支援を組み合わせ実施し、高齢者のフレイル予防と外出機会の確保を図る。活動を通じて心身の健康維持や社会参加を促進するとともに、利用者の生活状況や変化を把握し、必要に応じて関係機関と連携することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに寄与する。	実施 5 集落 各年12回	総務係  地域支援事業

#### 2. 介護保険サービス

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	訪問介護事業 ケアプランに沿って訪問介護計画を作成し、身体介護・生活援助等のサービスを適切に提供する。訪問時にはヘルパーとしての視点から生活状況や変化をアセスメントし、ケアマネジャーや関係機関と情報共有を行い、	年 2,180 回	介護係  訪問介護事業

	利用者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援する。		
	介護予防訪問介護相当サービス	年 340 回	
②	<p>通所介護事業</p> <p>利用者の心身の状況や生活環境に応じて通所介護計画を作成し、個別の機能訓練や趣味活動などを通じて、身体機能の維持向上と生きがいづくりを支援する。サービス提供の中で利用者の状態変化をアセスメントし、ケアマネジャーや関係機関と連携を図り、利用者の地域での自立した生活の継続を支える。</p> <p>また、事業所の特色や取り組みを積極的に発信し、年間を通じて安定した利用者の確保に努める。</p>	年 5,500 名	介護係 通所介護事業
	介護予防通所介護相当サービス	年 800 名	
③	<p>湯けむりカフェ実施</p> <p>利用者・家族・地域住民が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供する。カフェでは、事業所内の活動を見学できる機会を設けるとともに、季節行事やボランティアによる演芸などを取り入れ、地域に開かれた通所介護の実現を図る。利用者にとっては、日常の楽しみや社会参加の機会となり、家族にとっては介護に関する相談や情報交換の場となるよう努める。</p> <p>また、地域住民が通所介護の様子を知ることで、介護への理解促進や地域の支え合いの輪を広げることにつながる。さらに、こども園や地域団体との協働も視野に入れ、世代間交流の機会を創出しながら、「介護サービスと地域とのつながりを深める場」として継続的に実施する。</p>	<p>年 4 回</p> <p>利用者・家族・地域住民合わせ1回につき40名参加</p>	介護係 通所介護事業

### 3. 障害福祉サービス

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	<p>障害者居宅介護事業</p> <p>利用者の心身の状況や生活環境に応じて居宅介護計画を作成し、身体介護・家事援助等のサービスを提供する。訪問時には生活状況や体調の変化を把握し、相談支援専門員や関係機関と連携を図ることで、利用者が地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。また、家族の負担軽減にも配慮し、日常生活全体を支える視点をもってサービスの質の向上に努める。</p>	年 480 回	介護係 障害者居宅 介護事業
②	<p>日中一時支援事業【町受託】</p> <p>利用者・家族の希望に応じて利用時間の調整や活動</p>	年 1,500 名	介護係

	内容を工夫し、日中に安心して過ごせる場を提供する。サービス提供の中で利用者の生活状況や心身の変化を把握し、必要に応じて相談支援専門員や関係機関と連携を図ることで、社会生活への適応を支援するとともに、在宅生活の継続と家族の負担軽減に寄与する。		障害者地域生活支援事業
③	<p>重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業【県受託】</p> <p>医療機関を活用したショートステイの受け入れ体制を整備し、利用中の見守りや介護支援を適切に行う。利用者の心身の状況や医療的ケアの必要性に応じて支援内容を調整し、安心して過ごせる環境を確保する。また、医療機関や相談支援専門員、関係機関と連携を図り、在宅生活の継続と家族の負担軽減に寄与する。</p>	—	<p>介護係</p> <p>障害者居宅介護事業</p>

#### 4. その他福祉サービス

	取り組み内容	計画	主管 予算区分
①	<p>配食サービス事業【町受託】</p> <p>週6回、夕食を配達し、食事の確保と見守りを行う。配達時には利用者の生活状況や体調の変化を確認し、安否確認を通じて地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに寄与する。必要に応じてケアマネジャーや関係機関と情報共有を行い、早期対応につなげることで、地域の見守り体制の一翼を担う。</p>	年 7,700 食	<p>介護係</p> <p>配食サービス事業</p>
②	<p>産前産後ヘルパー派遣事業【町受託】</p> <p>産前産後や体調不良等により家事が困難で、日中に家族等の支援が得られない家庭にヘルパーを派遣し、家事援助等の生活支援を行う。利用者の体調や家庭状況に応じて支援内容を調整し、安心して子育てができる環境づくりを支える。また、保健師等関係機関と連携し、産前産後の不安や負担の軽減に寄与する。</p>	—	<p>介護係</p> <p>訪問介護事業</p>

#### IV. 社会福祉法人としてのガバナンス強化

##### 1. 法人運営事業

社会福祉法人としての適正運営と透明性・健全性の確保。社会福祉協議会の使命を果たし、地域に信頼される法人運営を実現する。

取り組み内容	計画	主管 予算区分
<p><b>ガバナンス・コンプライアンス強化</b></p> <p>理事会・評議員会・監事会を適正に開催し、組織としての意思決定機能の強化を図る。</p> <p>住民・法人からの会費や寄附金、行政の補助金、受託金、介護報酬等を適切に活用して財務基盤の安定化を進める。</p> <p>法令遵守・財務規律の徹底、人事・労務管理の適正化、苦情受付体制の適正な運用や個人情報・公益通報者保護を通じて、組織運営の透明性と健全性を高める。</p>	<p>理事会 年 5 回</p> <p>評議員会 年 4 回</p> <p>監事会 年 1 回</p>	<p>全事務局</p> <p>法人運営事業</p>
<p><b>事務局強化</b></p> <p>職員の専門性向上と組織力の強化を目的とした内部研修の充実を図り、地域資源や福祉制度、リスク対応に関する知識並びに相談対応スキルを継続的に高める。</p> <p>また、「つどい ふれあい ささえあいの場」等、さまざまな「場」づくりを推進する組織として、内部における「場」づくりにも努める。特に係ミーティングや係長会、打ち合わせ等、職員間の「話し合う場」を堅持し、合意形成・意思統一を強化することで風通しの良い組織を目指す。</p>	<p>内部研修 年 12 回</p>	
<p><b>事業継続(BCP)</b></p> <p>災害時対応や事故・感染症防止などを含むリスクマネジメントの整備を進め、利用者と地域の安全を確保し、事業継続体制確立を図る。</p>		
<p><b>情報公開</b></p> <p>事業報告や財務情報を適切に公開し、住民に対して説明責任を果たす情報公開の推進に努めることで、地域から信頼される法人運営を実現する。</p>		